

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 取締役経営戦略室長 木根渕建
(TEL 03 5350 7800)

ストックオプション（新株予約権及び新株引受権）の
行使条件の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、ストックオプション（新株予約権及び新株引受権）に関する議案の決議を一部変更することにつき、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当社役職員等に対しストックオプション（新株予約権及び新株引受権）を付与しており、当該ストックオプションの権利内容として、株式の分割や併合等が行われる際に新株予約権の目的たる株式の数（新株引受権においては付与する株式の数）が調整される旨の定めをおき、これについて当社株主総会のご承認を頂いております。ストックオプション付与の趣旨・目的は、付与対象者の当社業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにありますが、株式の分割や併合等が行われる際に新株予約権の目的たる株式の数（新株引受権においては付与する株式の数）の調整に関する定めが適用された場合、この趣旨・目的を達成できなくなる可能性があります。今回の変更はこのような事態を考慮のうえ、株式市場の状況に応じた投資単位の変更と、合理的な役職員へのインセンティブ付与を可能にし、当社のステークホルダーに適正且つ公正な形で貢献することを目的としています。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は、以下のとおり新株予約権の目的たる株式の数（新株引受権においては付与する株式の数）に関する調整式の規定の一部を削除するものであります。（下線は変更部分を示します）

【平成 12 年 9 月 22 日開催の臨時株主総会における第 2 号議案】

(平成12年3月15日開催の臨時株主総会における第3号議案(当社取締役及び従業員に旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権を付与する件)の決議を一部変更する件)

(付与対象者の掲載は省略させていただきます)

(変更の内容)

(3) 付与する株式の数

変更前	変更後
<p>取締役及び従業員に付与する株式の数は、合計167株とし、その内訳は次のとおりとする。 但し、株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、株数は次に定める算式をもって調整する。(調整により生じる1株未満の端数は、四捨五入する)</p> $\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$	<p>取締役及び従業員に付与する株式の数は、合計167株とし、その内訳は次のとおりとする。 但し、株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、株数は次に定める算式をもって調整する。</p> $\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$

【平成16年6月29日開催の定時株主総会における第5号議案】

(第5回定時株主総会における第2号議案(当社取締役及び従業員に旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権を付与する件)の決議を一部変更する件)

(付与対象者の掲載は省略させていただきます)

(変更の内容)

(3) 付与する株式の数

変更前	変更後
<p>役員及び従業員に付与する株式の数は、合計500株とし、その内訳は次のとおりとする。 なお、当社が、株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、株数を次に定める算式をもって調整する。この場合1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$	<p>役員及び従業員に付与する株式の数は、合計500株とし、その内訳は次のとおりとする。 なお、当社が、株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、株数を次に定める算式をもって調整する。</p> $\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$

【平成14年6月28日開催の定時株主総会における第3号議案】

(ストックオプションのために株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件)

(変更の内容)

2. 新株予約権発行の要領

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

変更前	変更後
<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>	<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>

【平成 15 年 6 月 27 日開催の定時株主総会における第 5 号議案】

(ストックオプションとして新株予約権を発行する件)

(変更の内容)

2. 新株予約権発行の要領

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

変更前	変更後
<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>	<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を</p>

変更前	変更後
<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>	<p>当社普通株式 1,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>

【平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会における第 8 号議案】

（当社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件）

（変更の内容）

2. 新株予約権発行の要領

（2）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

変更前	変更後
<p>当社普通株式 5,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>	<p>当社普通株式 5,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>

【平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会における第 9 号議案】

（当社及び当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外協力者に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件）

（変更の内容）

2. 新株予約権発行の要領

（2）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

変更前	変更後
<p>当社普通株式 9,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>	<p>当社普通株式 9,000 株を総株数の上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p>

以 上